

裁 決 書

審査請求人

請求代理人

処 分 庁

上記審査請求人から、令和5年9月13日付けをもって提起された、上記処分庁（以下「処分庁」という。）による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条に基づく保護変更決定処分（令和5年7月21日付け、号。以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）の裁決については、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事 案 の 概 要

- 1 本件は、審査請求人が令和5年6月15日に保護の開始を申請し（以下「本件申請」という。）、処分庁が同日から保護を開始する旨決定した（以下「本件保護開始決定」という。）ところ、前月まで就労していた審査請求人の最後の給与（以下「本件収入」という。）が同日に振り込まれていたことを理由に、本件収入を分割して収入認定する趣旨で、保護費を変更した（本件処分）ため、本件処分の取消しを求めた事案である。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 収入認定の対象となる収入とは、生活保護開始後の収入であるはずなのに、処分庁は、本件申請前に振り込まれた本件収入を収入認定している。

処分庁は、本件収入が保護開始日の収入であるから違法ではないと主張するが、そうだとすれば、保護開始の前日に入金された収入は認定の対象とはならないという理屈になり、不合理である。

したがって、本件処分は、違法である。

- (2) 実質的に生活扶助費の減額を強いる本件処分は、審査請求人の生活に影響を与えるものであるから、その決定にあたっては、審査請求人から諸事情を聴取したうえでなされるべきであるのに、処分庁は、何ら聴取を行っていない。したがって、本件処分に至る手続にも違法があるというべきである。

2 処分庁の主張

- (1) 審査請求人は、法第7条を根拠に、保護の開始時期は申請時であると主張するが、保護の開始は原則として申請日に遡るとされていることや、生活扶助を日割りで支給する運用がなされていることに鑑みれば、保護は申請日から開始されると解すべきである。

そうすると、本件収入は本件申請がなされた日に振り込まれており、本件申請がなされた日から保護が開始されているから、本件収入は収入認定の対象となる。

- (2) 長崎県福祉保健課作成に係る「生活保護事務の手引き(問答集)」によれば、本件収入は「その他の臨時収入」にあたるから、8000円を超える金額につき収入として認定した。

理 由

1 本件に係る関係法令等の定め

(1) 法の定め

ア 法第1条(目的)

法は、日本国憲法25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

イ 法第4条1項(保護の補足性)

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

ウ 法第7条(申請保護の原則)

保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。

エ 法第8条第1項(保護の基準)

保護は、厚生労働大臣の定める基準(昭和38年厚生省告示第158号)により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

オ 法第25条第2項(職権による保護の変更)

保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面を

もって、これを被保護者に通知しなければならない。

(2) 生活保護手帳の定め

生活保護行政、実務に従事する者等の利用を念頭において、関係法令、通達等を取りまとめた生活保護手帳には、本件に関連する事項につき、以下の記載がある。

ア その他の収入（次第8-3-(2)-(イ)）

不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入（中略）については、その額（中略）が世帯合算額8000円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。

イ その他の収入（局第8-1-(5)）

(1) から (4) までに該当する収入以外の収入はその全額を当該月の収入として認定すること。

ただし、これによることが適当でない場合は、当該月から引き続く6箇月以内の期間にわたって分割認定するものとする。

ウ 保護の開始時期（局第10-3）

保護の開始時期は、急迫保護の場合を除き、原則として、申請のあった日以後において要保護状態にあると判定された日とすること。

2 前提事実（証拠により容易に認定できる事実又は争いのない事実）

(1) 本件収入と本件申請

審査請求人は、本件処分当時 20 歳の女性であり、令和5年5月まで派遣事務職員として就労していたが、疾患のために就労継続が困難になった。

同年6月15日、本件収入（9万7539円）が振り込まれたため、審査請求人は、借入れのあるカード会社2社に対し合計3万円を返済した。

その後、処分庁の事務所に相談に行き、同日付けて本件申請を行った。

(2) 本件開始決定と本件処分

本件申請を受けて、処分庁は、保護開始に係る調査を実施し、同年7月上旬ころ、本件保護開始決定を行った。

審査請求人に支給される生活扶助費の額は、月額7万1460円であったが、本件収入から8000円を控除した額（上記1(2)ア参照）を6回で除した（同イ参照）1万4923円が毎月収入認定されることになった（本件処分。ただし、端数処理のため初月のみ1万4924円である。）ため、その分実質的に減額されることになった。

処分庁は、審査請求人に対し、同年7月21日付けて本件処分を通知した。

(3) 本件審査請求

審査請求人は、同年9月13日付けて、本件処分を不服として本件審査請求を行った。

3 本件処分について

(1) 争点

本件の争点は、

①本件収入が収入認定の対象となるか。

②（上記①が肯定される場合）本件処分に裁量権の逸脱又は濫用があったか。

である。

(2) 争点①について

収入認定の対象となる収入の時的範囲については、法及び生活保護手帳にはその言及が見当たらないため、合理的な解釈を試みるほかない。

この点、審査請求人は、保護の開始時期は保護の申請時であるから、本件申請より前に振り込まれた本件収入は収入認定の対象とはならないと主張する。

しかし、生活保護手帳では保護の開始月は生活扶助費が日割りで支給されるなど日単位での運用がとられているのに対し、時間単位での運用は見当たらないこと、保護の申請と同じ日に得られた収入の取得時と保護の申請時との先後が明らかでない場合が多いであろうと想像されることを考えると、原則として、保護開始の日に得られた収入は収入認定の対象となるものと解すべきである。

もっとも、保護の申請時よりも前に得られたことが明らかな収入についてまで収入認定の対象とすることは、申請者の合理的な期待に反する。しかも、本件のように、得られた収入を費消した後に保護の申請を行った場合には、「利用し得る資産」（法第4条1項）が手元にないにもかかわらず、収入認定されることになってしまう結果、実質的に最低生活費を下回る扶助しか受けられないという事態になる。

そこで、保護の申請時よりも前に得られたことが明らかな収入については、収入認定の対象とはならないと解すべきである。

本件では、審査請求人が処分庁の事務所で保護の相談をした時点で本件収入につき申告しているから、本件収入が本件申請よりも前に得られたことが明らかである。

したがって、本件収入は、収入認定の対象とはならず、保護開始時の手持金として取り扱うべきである。

(3) 以上から、収入認定の対象とはならない本件収入を分割して収入認定した本件処分は、違法である。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和6年3月29日

審査庁 長崎県知事 大石 賢吾



(教示)

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において、長崎県を代表する者は長崎県知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告として（訴訟において を代表する者は 長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

